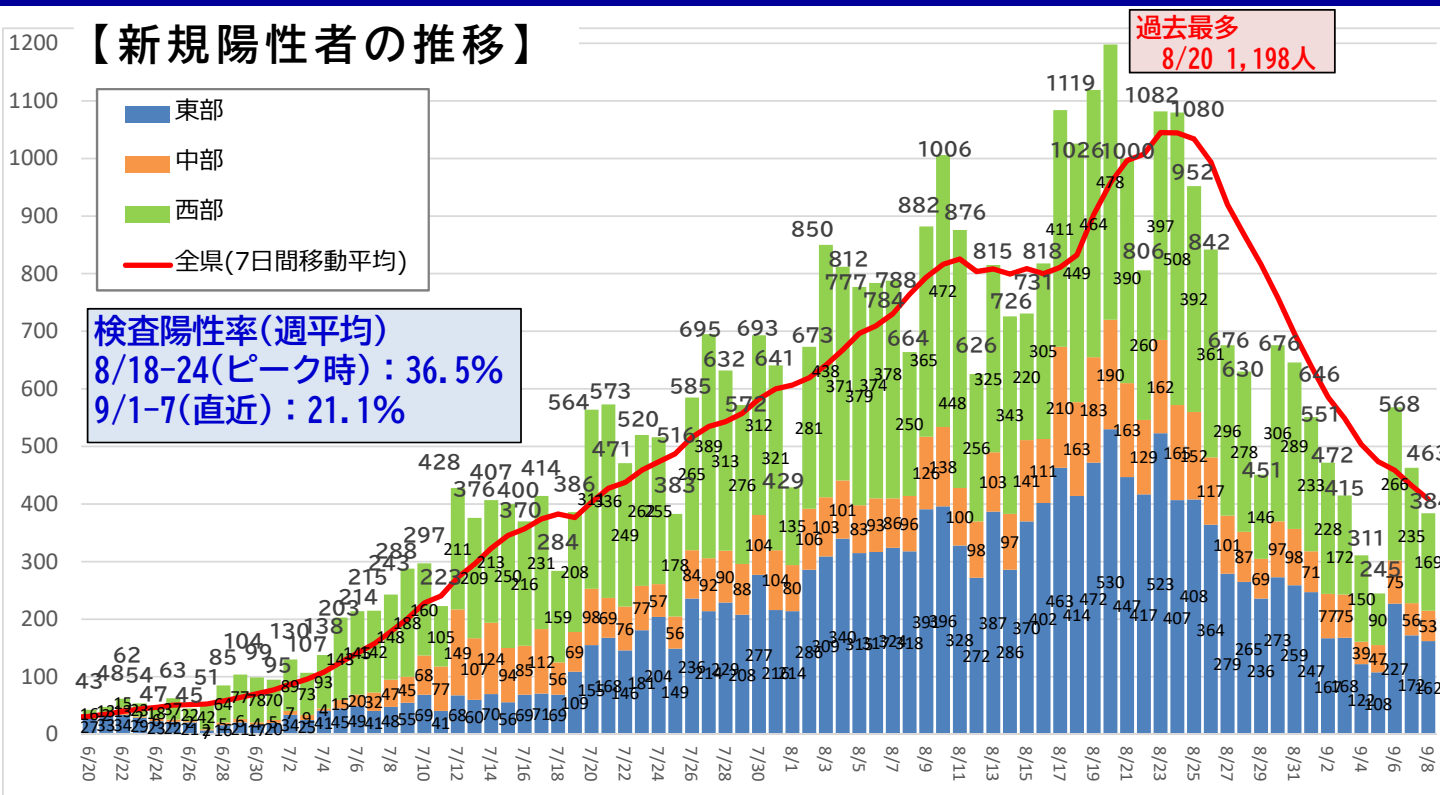


# 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第273回）

- 日時：令和4年9月8日（木）午後4時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監  
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局  
（テレビ会議参加）  
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター  
鳥取大学医学部 景山教授（アドバイザー）
- 議題：
  - （1）県内の感染状況について
  - （2）療養期間等の見直しについて
  - （3）その他

# 第7波の新規陽性者数の推移・クラスターの傾向

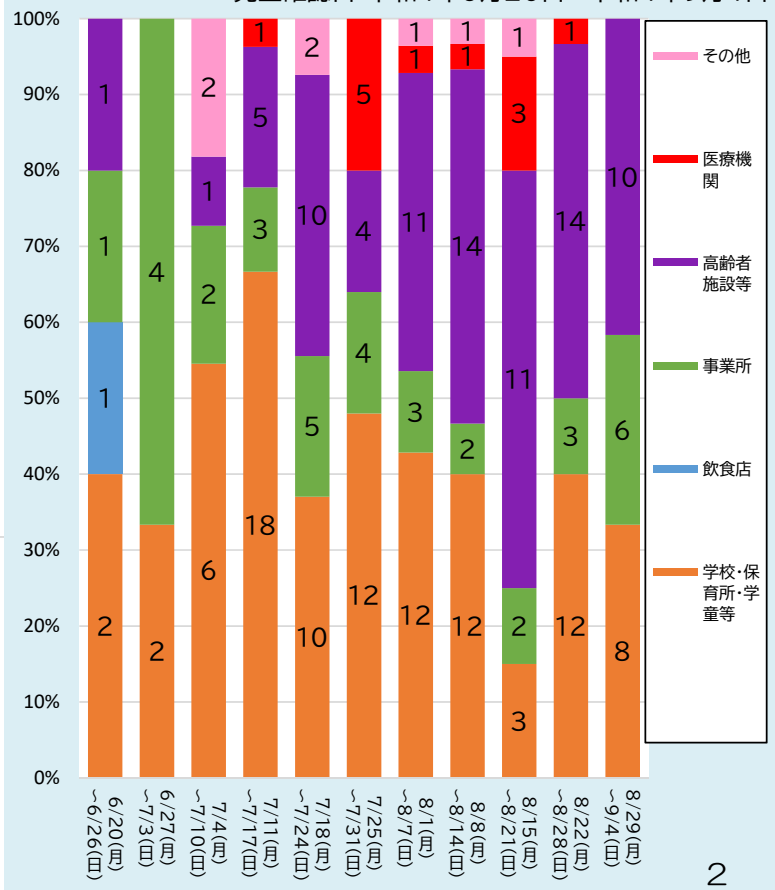
## 【新規陽性者の推移】



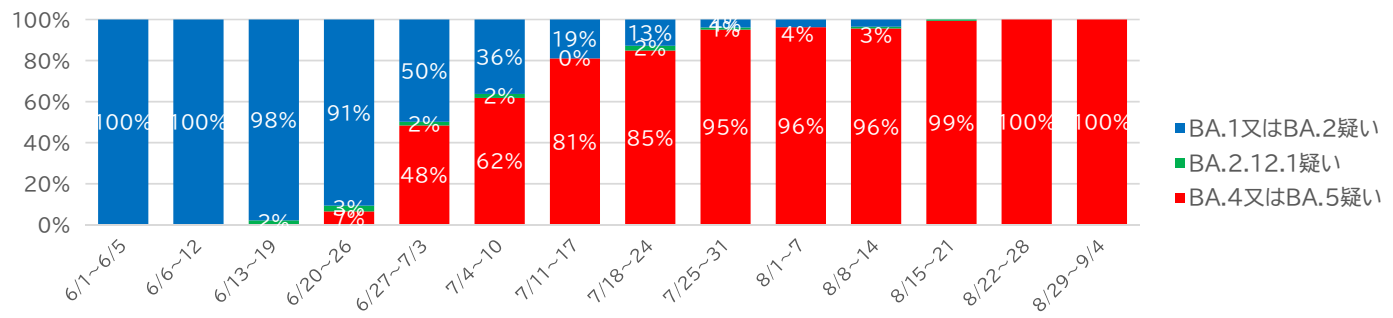
## 県内で233件のクラスターを確認

- 高齢者福祉施設等でのクラスターが引き続き多発。
- 新学期が始まり、学校でのクラスターも発生するとともに、事業所でのクラスターも増加。

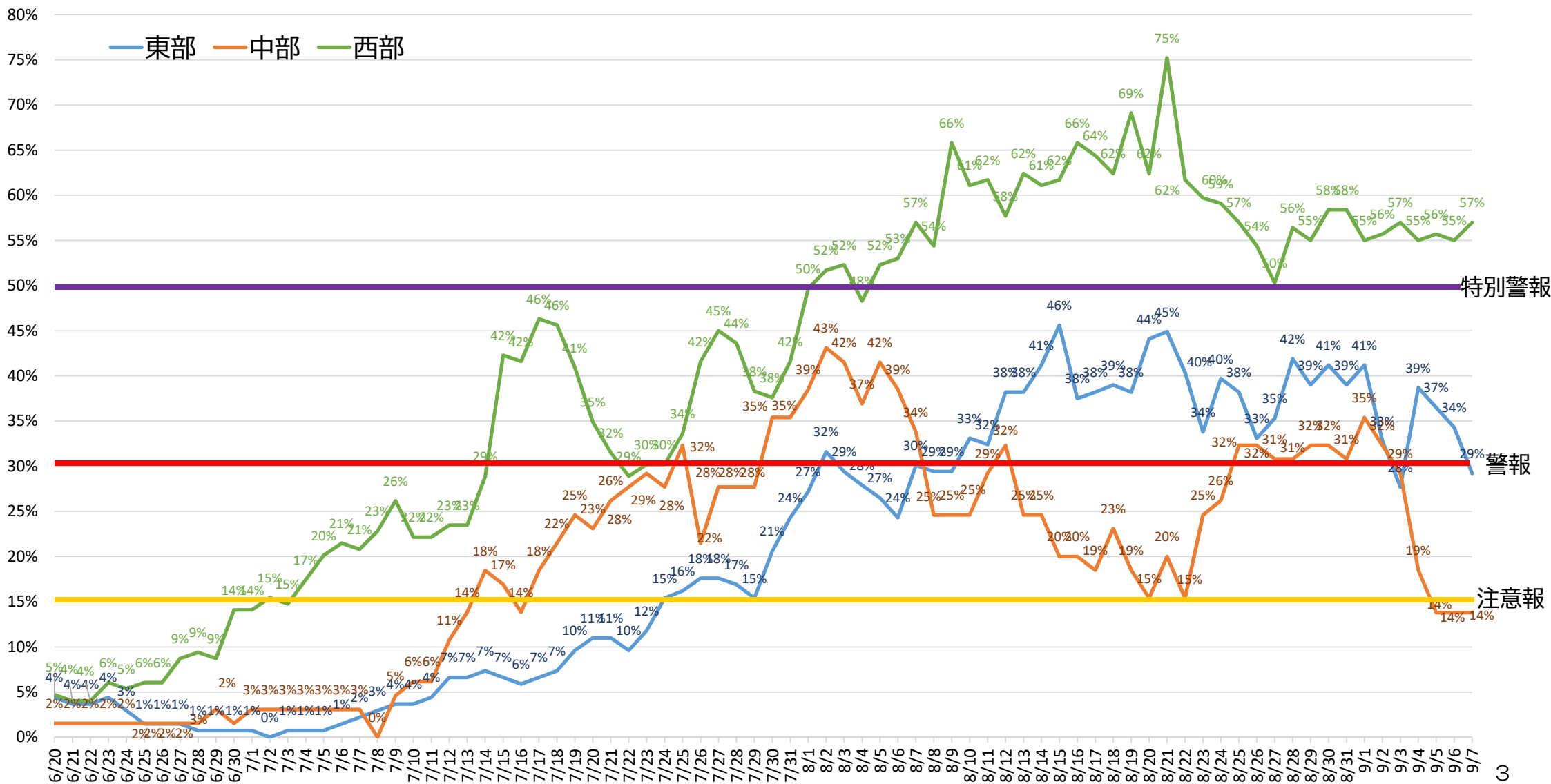
発生確認日: 令和4年6月20日～令和4年9月4日



## 変異株スクリーニング結果の推移



# 病床使用率の推移



特別警報

警報

注意報

# 岸田総理会見のポイント(R4.9.6)

第7波の先、ウィズコロナの新たな段階への移行について、専門家や現場の意見も踏まえ、準備を進めており、今週中に専門家による最終的な議論を経て、全体像を決定する。

主なポイントとしては、次の3点。

## ①療養の考え方の見直し

- 全数届け出の対象は65歳以上の方、入院を要する方、治療薬投与等が必要な方、そして妊婦、この4類型に限定をし、重症化リスクの高い方を守るため、保健医療体制の強化、重点化を進める。
- 自宅療養中に、急に体調が悪くなった場合に、対応する健康フォローアップセンターの全都道府県における整備体制強化を進めてきた。
- 自治体の意見も踏まえ、発生届の対象外の方にも引き続き、宿泊療養や、配食等の支援が可能とする。
- 環境整備にめどが立ち、また全国的に感染者の減少傾向が確認されたことから、必要なシステム改修を経て、9月26日より、全国一律で療養の考え方を転換し、全数届け出を見直す。

## ②ワクチン接種

- オミクロン株に対応した新型ワクチンの接種を、12歳以上の方々を対象に、今月から前倒して開始する。
- 年末年始に備えて、山場となる、10月から11月にかけて、接種券の配布、会場確保など、1日100万回を超えるペースの体制を整備して、ワクチン接種を加速する。

## ③陽性者の自宅療養期間の見直し

- 陽性者の自宅療養期間については、有症状の場合、10日間を7日に短縮する。
- 無症状の場合には、検査と組み合わせ、5日間で解除可能とする。

以上、国内外に蓄積した知見、専門家の意見を踏まえて、ウィズコロナの新たな段階への移行を進め、社会経済活動との両立、これを強化する。

屋外でのマスク着用、濃厚接触者の範囲などについても、同様の観点からすでに科学的根拠に基づき、順次緩和を進めている。

# 国の療養期間等の見直しに対する本県の対応

オミクロン株の特徴や国の見直しを踏まえ、**明日(9/9)から適用**する。(該当者には順次連絡する。)

## 1 有症状患者の療養期間の短縮等

感染リスクが残存することを踏まえて、10日間(無症状患者は7日間)感染防止対策を徹底(※)することを前提に、以下の取扱いとする。

(1)有症状患者(入院を要しない者)

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。

(2)無症状患者(無症状病原体保有者)

①検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする(従来から変更なし)

②5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に解除を可能とする。

(3)有症状患者(入院を要する者)(従来から変更なし)

発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合に 11日目から解除を可能とする。

〔※具体的な感染防止対策等〕

- ・ 検温など自身による健康状態を確認する
- ・ 高齢者等ハイリスク者との接触を回避する
- ・ ハイリスク施設への不要不急の訪問を避ける
- ・ 感染リスクの高い場所の利用や会食等を避ける
- ・ 正しくマスクを着用する

## 2 療養期間中の外出自粛

必要な方には、陽性者コンタクトセンター等から食料品等を配送するので、食料品等の買い出しはできる限り控えていただくようお願いする。ただし、やむを得ず外出されるのは、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合に限ることとし、正しいマスクの着用など基本的な感染防止対策の徹底をお願いする。

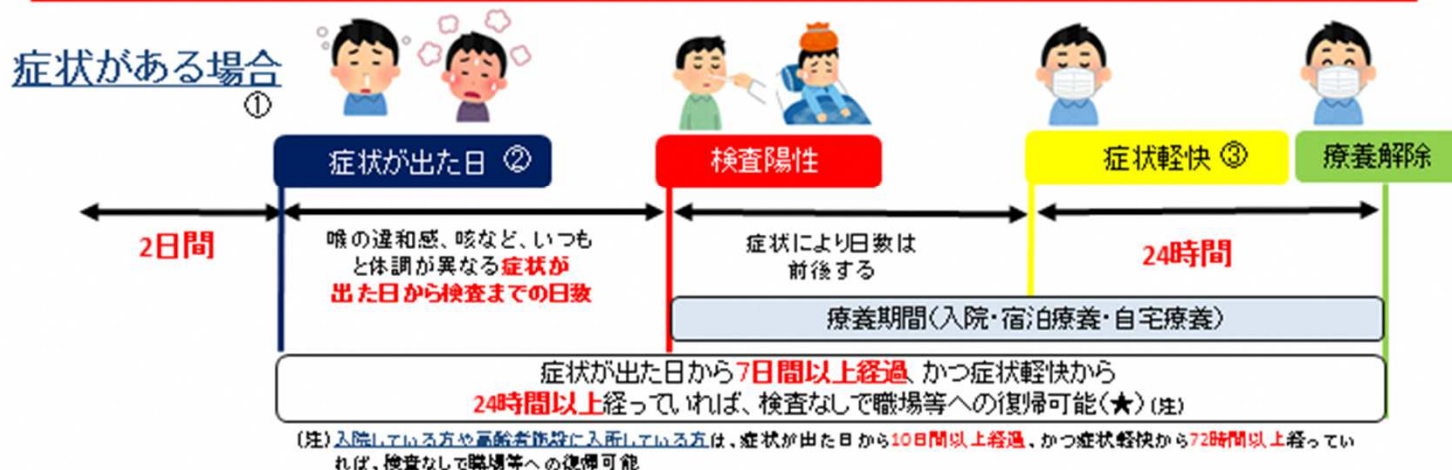
〔やむを得ず外出する場合の具体的な感染防止対策〕

- ・ 外出時や人と接する際は短時間とする
- ・ 移動時は公共交通機関を使わない
- ・ 外出時や人と接する際に必ずマスクを着用する

# (参考)厚生労働省HP

## 新型コロナウイルス感染症 陽性だった場合の療養解除について

(★)症状がある場合は10日間、症状がない場合は7日間が経過するまでは、**感染リスクがあります**。  
検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、**自主的な感染予防行動の徹底をお願いします**。



## 症状がない場合



- ① 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合。
- ② 症状が出始めた日とし、発症日が明らかでない場合には、陽性が確定した検体の採取日とする。
- ③ 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合。
- ④ 陽性が確定した検体の採取日とする。



# BA.5対応型安心確立進化系システム

【発生届の届出対象外の方】

医療機関受診/行政検査/無料検査

医療機関等で案内チラシを配布  
発生届の対象者を限定

陽性者コンタクトセンター登録  
(電子申請5割、電話5割)

手続の簡略化により  
当日中に受付処理完了  
**1日スピードアップ**

在宅療養・宿泊療養

療養終了  
療養証明

入院  
宿泊療養  
在宅療養

症状悪化  
かかりつけ医等受診  
重症化リスクを把握  
発生届(ハース入力)  
療養先調整

症状軽快

**登録対象者の登録割合 97.4%**

9/2~5の登録者数 1,156人  
9/2~5の陽性者数(届出分を除く) 1,187人

**医療機関から患者への説明に要する負担を軽減**

**医療機関から歓迎の声**

・多いときは1日10人前後の届出をしていたが、ほとんどの患者の入力の必要がなくなる(小児科医)  
・ほとんどの患者が軽症で済むため、恩恵は大きい(小児科医)

**軽症者・重症の届出対象者への対応が迅速化**

**登録翌日から健康観察スタート** ※患者急増後は届出から数日要していた

My HER-SYS利用:9割 電話によるサポート:1割

**パルスオキシメーター等支援物資も翌日発送**

**届出対象者と同様に療養サポート**

健康観察中に基礎疾患があることが判明し、保健所対応に切り替えた事例も

**実稼働を踏まえた改善の方向性**

- ・ 夜間・休日等の診療体制強化を検討
- ・ 陽性者コンタクトセンターへの医師、看護師等の増強
- ・ 聞き取り・登録等、定型的な業務の外部委託を検討

# 2価ワクチン(BA.1)の接種開始

オミクロン対応型ワクチン(2価ワクチン)が9月中旬以降、順次供給開始 ⇒ **129,060回分**

9/19の週(47,590回分)、9/26の週(47,540回分)、10/3の週(33,930回分) ※10/3以降のワクチンは順次供給予定

国  
指  
針

- ①9月半ば前倒し配送分は重症化リスクが高い等の理由で、現行の4回目接種対象者となっている者のうち未接種の者を優先  
→一定の完了が見込まれた自治体は、配送ワクチンの範囲内でその他の者に拡大(地域の実情に応じて対応可)
- ② 上記以外の全ての初回接種完了者への接種は10月半ばを目途として準備を進める

- **高齢者等4回目未接種者への接種を実施。**
- **さらに、接種を希望される12歳以上のすべての者に門戸を広げて接種を検討。**



- ① **高齢者等への早期接種勧奨**
- ② **会場増強・時間延長 ⇒ 目標 5,000回/日**  
(8月接種実績:平均2,944回/日)  
※全国100万回/日ペースの体制整備
- ③ **12歳～59歳への接種券送付**
- ④ **県営接種会場 ⇒ 9/24開始へ準備**

接種が可能な時期(前回接種から5カ月経過後)	R4.9月	R4.10月	R4.11月	R4.12月
(前回接種の時期)	(R4.3月)	(R4.4月)	(R4.5月)	(R4.6月)
<b>60歳以上</b>	<b>60,981</b>	<b>13,439</b>	<b>3,211</b>	<b>1,076</b>
3回目接種完了しており4回目未接種の方	50,614	13,307	3,131	1,025
2回目接種完了しており3回目未接種の方	10,367	132	80	51
<b>12～59歳</b>	<b>108,413</b>	<b>47,234</b>	<b>22,568</b>	<b>8,783</b>
3回目接種完了しており4回目未接種の方	46,413	45,967	21,816	8,377
2回目接種完了しており3回目未接種の方	62,000	1,267	752	406
<b>合計</b>	<b>169,394</b>	<b>60,673</b>	<b>25,779</b>	<b>9,859</b>

ワクチン供給	95,130	33,930	※順次供給予定	
--------	--------	--------	---------	--

新日本海新聞社、(新)イオンモール鳥取北・日吉津

→ **9月9日接種体制協議会で方針決定**

## 小児接種の努力義務化と3回目接種の開始(9/6～)

市町村や医療機関と連携し、接種会場の増設等、小児の接種をさらに促進

- ・ 学校や保護者への働きかけ、広報の強化…ワクチンの効果や安全性のわかりやすい説明
- ・ 接種会場の増設 10月以降の接種需要増を見込んだ準備



# 福祉・医療施設感染対策センターの運用状況

福祉施設・医療施設からの陽性者の報告を受け速やかな感染状況の把握と相談、支援に応じるため9月2日に新設

<9/2~7の対応状況>

(陽性者の把握)

福祉施設 144件 (51施設)  
医療機関 43件 (15機関)

(支援内容)

- ・現地でのゾーニング等感染対策の助言等 12件
- ・要請のあった施設に抗原検査キット配布 9件
- ・報告のあった施設と連絡を取り合い検査実施等について助言 (自主検査が難しい場合は行政検査を実施 行政検査3件)

福祉・医療施設  
感染対策センター

陽性者発生の報告  
(1人以上)



医療施設

施設の対策を支援



福祉施設

- 適切なゾーニング、消毒手法、換気などの感染対策の助言
- 一斉PCR検査等の支援
  - ・PCR検査等10/10助成
  - ・検査キットを県に備蓄(3万個分)し、必要に応じて配布
- N95マスク、ガウン等の感染防護具の支援
- 協力医療機関、嘱託医等への協力依頼 (ラゲブリオの投薬等) など

(現時点の課題)

- ・施設における自主検査の範囲等について、判断が難しいとの意見
  - 施設とコンタクトをとった際に助言するほか、今後、濃厚接触者の基本的な考え方や注意すべき具体的シーン (入浴介助、送迎等) ごとの考え方をまとめたQ&Aを作成・発出。

## 県内全域に「感染急拡大嚴重警戒情報」を発出中

新規陽性者数が引き続き高い水準で推移していることから、県内全域に「感染急拡大嚴重警戒情報」を発出しています。

高齢者施設、医療機関での感染が引き続き高い水準で推移しています。

また、県外往来や学校、保育施設でも感染が増えています。換気やマスクの着用、密を避けるなど、特別の感染対策をお願いします。

地域	区分	備考
県内全域	感染急拡大嚴重警戒情報	8/10～

## 「鳥取県版 新型コロナ警報」 (9月8日現在)

西部地区に「特別警報」、東部地区に「警報」、中部地区に「注意報」を発令しています。

BA.5の極めて感染しやすい特性から、県民の皆様には、高い緊張感をもって感染対策の徹底をお願いします。

地域	発令区分	備考
東部地区	警報	8/4~
中部地区	注意報	9/7~
西部地区	特別警報	8/4~

<目安:最大確保病床使用率> 注意報(15%超)、警報(30%超)、特別警報(50%超) (3日連続した日の翌日から)  
<最大確保病床使用率(9/8)> 東部( 29.2 %)、中部( 13.8 % )、西部( 57.0 % )  
⇒西部地区は、高いレベルで推移しており、医療への負荷が増大しています。

# 「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

コロナ医療が必要な人へ提供でき、一般医療の制限には至っていない状況であることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベルⅡ」

※レベルⅡ：新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができています

Ⅲ：一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

判断指標	数値（9月8日現在）	本県独自目安 （状況を踏まえ総合的に判断）		
		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
新規陽性者数（対人口10万人/週）	516.3人 (2,857人/55.3万人×10万人)	50人/週	150人/週	250人/週
最大確保病床使用率	38.2% (134/350床)	15%	50%	80%
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	8.5% (4/47床)	—	50%	

参考指標	数値（9月8日現在）
PCR陽性率（直近1週間）	19.9% (2,857人/14,382件)
感染経路不明割合（直近1週間）	確認中

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が以下のとおり発生したことが9/7（水）に確認されたため、条例に基づき対応する。

## 1 クラスターと認められた施設等及び陽性者数

番号	発生施設等	特定施設	所在地等	陽性者数	陽性者確認日
399	医療機関	○	鳥取市	12名	8/31～9/5
400	認定こども園	○	鳥取市	14名	9/3～6
401	鳥取県立倉吉農業高等学校	○	倉吉市	11名	8/30～9/6
402	倉吉市立河北中学校	○	倉吉市	10名	9/2～5
403	事業所	○	境港市	10名	9/1～6
404	保育所	○	米子市	13名	9/5～6

## 2 患者対応

陽性者は、入院または在宅療養を行う。

※速やかに発生要因について現地調査し、感染防止対策の指導・助言を行う。

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（399例目）

## 医療機関

陽性者数	所在地
患者及び職員12名	鳥取市

### まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。

### 公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

### 必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、院内感染対策ガイドラインを参酌し、クラスター対策特命チーム等において、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。



# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（400例目）

## 認定こども園

陽性者数	所在地
園関係者14名	鳥取市
<b>まん延防止のための措置（第6条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査を実施した。</li><li>県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、9/6（火）から休園している。</li></ul>	
<b>公表について（第7条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。</li></ul>	
<b>必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）</b>	
<p>今後、「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム等の立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。</p>	

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（401例目）

## 鳥取県立倉吉農業高等学校

陽性者数	所在地
学校関係者11名	倉吉市

### まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。

### 公表について（第7条）

- 鳥取県教育委員会は、施設名を公表することを了解済み。

### 必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「鳥取県立学校版感染症予防ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム等の立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（402例目）

## 倉吉市立河北中学校

陽性者数	所在地
学校関係者10名	倉吉市

### まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、9/5（月）から9/6（火）まで臨時休校し、9/7（水）から再開している。

### 公表について（第7条）

- 倉吉市は、施設名を公表することを了解済み。

### 必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「鳥取県市町村（学校組合）立学校用新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム等の立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（403例目）

## 事業所

陽性者数	所在地
事業所関係者10名	境港市

### まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、その性質を考慮し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。

### 公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

### 必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、クラスター対策特命チーム等の立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（404例目）

## 保育所

陽性者数	所在地
保育所関係者13名	米子市

### まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、9/5（月）から休園している。

### 公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

### 必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム等の立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

## 鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（抄）

（まん延防止のための措置）

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力（全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。）し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

（必要な措置の勧告）

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。

3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。



## 感染を責めることは誰にもできません

**感染者や医療従事者に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。**

新型コロナウイルスと闘う患者・家族、そして、治療にあたる医療従事者に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むとともに、医療従事者をはじめ新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援しましょう。

**ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。**

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。

**障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮をお願いします。**

触覚・嗅覚等の感覚過敏などの障がいや病気等によりマスクを着けたくてもつけられない方がいらっしゃいます。不当な差別や偏見につながることを防ぐよう、県民の皆様のご理解をお願いします。

**感染したことで悩んだら、下記に相談してください。**

<ところとからだの相談窓口>

相談機関	受付時間	電話	FAX
いのちの電話相談	12:00~21:00 (土日祝を含む)	0857-21-4343	—
県立精神保健福祉センター	8:30~17:15 (土日祝を除く)	0857-21-3031	0857-21-3034
鳥取市保健所		0857-22-5616	0857-20-3962
中部総合事務所倉吉保健所		0858-23-3127	0858-23-4803
西部総合事務所米子保健所		0859-31-9310	0859-34-1392